

令和7（2025）年度 第2回郡山市地域包括支援センター運営協議会

日時：令和8年1月26日（月）午後2時～
会場：郡山市役所本庁舎 2階 正庁

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 令和8年度郡山市地域包括支援センターの職員体制・委託先(案)について

・・・資料1

(非公開)

(2) 郡山市地域包括支援センター運営方針(案)について

・・・資料2-①②

(3) 基幹型地域包括支援センター運営方針(案)について

・・・資料3-①②

4 報告事項

(1) 「訪問型サービス・活動B」の創出について

・・・資料4

(2) その他

5 その他

6 閉 会

郡山市地域包括支援センター運営協議会委員名簿

	団体名等	氏名
1	郡山市居宅介護支援事業所連絡協議会	野崎晶之
2	郡山市民生児童委員協議会連合会	近藤幸夫
3	郡山市自治会連合会	國分晴朗
4	郡山市社会福祉協議会	柳内祐一
5	郡山医師会	原寿夫
6	郡山歯科医師会	渡部光弘
7	郡山薬剤師会	阿部崇
8	福島県社会福祉士会	近内直美
9	郡山市介護支援専門員連絡協議会	佐川純子
10	福島県看護協会郡山支部	阿部初江
11	福島県作業療法士会	若林由起子
12	公募委員	川前範子
13	公募委員	酒井泰彦

郡山市地域包括支援センター運営方針（案）

1 運営方針策定の趣旨

本運営方針は、介護保険法第115条の47第1項の規定に基づき、地域包括支援センター運営上の基本的視点や事業実施方針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で効果的な実施に資するために策定するものです。

2 地域包括支援センターの目的

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けられるよう、心身の健康保持・改善及び生活の安定のために必要な相談・援助等を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。また、本市が目指す地域包括ケアシステム推進の中核的機関として、地域における関係機関とのネットワークを強化し、高齢者の様々なニーズに柔軟な対応ができるよう、介護保険制度をはじめとした高齢者保健福祉の「ワンストップサービス」の拠点としての役割を担います。

3 基幹型地域包括支援センターの設置

郡山市は、地域包括支援センターの目的達成に向け、市直営の基幹型地域包括支援センターを地域包括ケア推進課内に設置し、各地域包括支援センター間の総合調整や助言指導・後方支援等を行います。

4 設置主体

郡山市は、地域包括支援センター設置の責任主体として、地域包括支援センターが適正に事業を実施することができるよう、体制整備に努めるとともに、その事業運営等について適切に関与するものとします。また、地域包括支援センターの目的について市民に周知を図るとともに、愛称「高齢者あんしんセンター」の普及に努めます。

5 運営上の基本的視点

地域包括支援センターは、「郡山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」に従うとともに、以下の基本的視点に立脚した運営を行います。

（1）公正・中立性の確保の視点

公益性の視点を遵守し、以下により公正・中立な事業運営を行います。

- ア 介護サービス事業所、居宅介護支援事業所等を紹介した経緯の記録
- イ 郡山市地域包括支援センター運営協議会への報告、説明等への協力

（2）地域性の視点

地域における各種サービスの提供体制を支える中核的な存在として、担当地域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行います。

（3）協働性の視点

各職員がそれぞれの専門性を活かしながら、相互に情報を共有し連携、協働の体制により業務を遂行するチームアプローチを実行します。

6 基本的な事業実施方針

地域包括ケアシステム推進のため、以下の基本的な事業方針に基づき運営します。

- (1) 地域包括支援センターは、高齢者が尊厳のある自分らしい生活を継続することができるよう支援します。
- (2) 地域包括支援センターは、地域における様々な関係機関等と連携し、地域全体で高齢者を支える体制づくりを目指します。
- (3) 郡山市は、地域包括ケアシステム推進の中核的機関としての地域包括支援センター機能の強化のため、相談支援体制の充実等に努めます。

7 具体的な取り組み

要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、「第九次郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画」に基づき以下をはじめとする各種施策に取り組みます。

（1）自立支援、介護予防・重度化防止の推進及びケアマネジメントの適切な実施

介護予防に関する知識の普及や健康体操などの介護予防教室を地域ごとに開催し、地域住民のつながりを重視した通いの場の拡大に努めるとともに、自立支援、介護予防、重度化防止や日常生活支援に向けたケアマネジメント（介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援）の適切な実施を図ります。

- ア 担当区域での介護予防教室の開催及び住民主体の通いの場創設に向けた支援
- イ ケアマネジメントにおける指定介護サービス事業所に加え、住民主体の通いの場等の活用
- ウ 要支援・要介護状態になる恐れのある高齢者に対し、リハビリテーション専門職と連携した訪問指導を実施することによる高齢者の能力評価、改善の可能性の助言
- エ 地域ケア会議や自立支援型地域ケア会議等における自立支援、重度化予防の観点からの多職種による助言を参考としたケアマネジメントの質の向上
- オ 指定介護予防支援事業所、居宅介護支援事業所との連携強化、ケアマネジメント委託時の情報共有
- カ 介護予防サービス計画書等の内容確認または助言、研修会・事例検討会の開催等、指定介護予防支援事業所の適切な介護予防支援の実施に向けた一定の関与

（2）高齢者実態把握の実施

民生委員をはじめとした地域住民や支援者との連携を強化するとともに、日常的な訪問活動等を通して、担当地域における高齢者の実態把握に努めます。

（3）生活支援体制整備の推進

高齢者が社会参加し社会的役割を持つことは、生きがいや介護予防につながることから、生活支援コーディネーター（ＳＣ）との連携及び協議体に関する取り組みへの協力を通して、老人クラブ、自治会、ボランティア、ＮＰＯ等が地域において主体的に高齢者の生活支援の担い手として活躍する互助による地域づくりを推進します。

（4）地域ケア会議の充実による地域での多職種協働による支援体制の強化

医療・介護等の専門職や民生委員、ＳＣなど必要に応じた地域の関係者等が参加する地域ケア会議を開催し、個別課題解決、地域ネットワークの深化・推進、地域課題発見、地域づくり・資源開発の機能を連動させながら、政策形成に結びつけるよう地域包括ケアシステムを推進します。

- ア 地域ケア個別会議の開催による高齢者が抱える課題の解決に向けた支援、ケアマネジャー支援の推進、地域連携ネットワークの構築及び地域課題の把握・分析
- イ 地域ケア圏域会議の開催による地域連携ネットワークの深化・推進、地域課題の抽出・整理、新たな地域資源の開発
- ウ 郡山市が開催する地域ケア推進会議への協力等

（5）多機関連携による相談体制の強化

高齢者と高齢者を取り巻く課題（ダブルケア、ヤングケアラー、8050問題、身寄りのない問題など）に関して、地域包括支援センターだけでは対応が困難な高齢者やその世帯が抱える複合的かつ多様な生活課題について、多機関連携して対応します。

（6）在宅医療・介護連携の推進

医療関係者、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所等との情報交換や研修等に参加することにより連携体制の強化を図り、高齢者が在宅で安心して生活できる地域づくりを目指します。

- ア 医療・介護の関係者や在宅医療・介護連携支援センター等との連携による高齢者支援に係る課題の把握及び効果的な連携方法の検討
- イ 「県中医疗圏退院調整ルール」の運用の推進
- ウ エンディングノート等を活用したＡＣＰ（人生会議）の周知啓発

（7）認知症施策の推進

認知症の方ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、認知症の方やその家族の意向等も尊重し、認知症施策を推進します。また、認知症の方を含めた市民一人ひとりが、その個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）及び安心して歳を重ねられる「幸齢社会」の実現を図るため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨を踏まえて、認知症と向き合い、認知症地域支援推進員を中心に、各種認知症施策を推進します。

- ア 認知症サポーター養成講座の実施等による認知症に対する正しい理解と適切な対応等の周知啓発

- イ 認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業やヘルプカード等の普及による認知症バリアフリー化
- ウ オレンジカフェ等の周知・活用による社会参加の機会確保
- エ 成年後見制度の利用促進、ACPの推進等による意思決定支援及び権利利益保護
- オ 認知症初期集中支援チーム・認知症疾患医療センター等関係機関との連携による認知症の人及び家族等の相談支援体制強化
- カ 医療機関・居宅介護支援事業所・サービス事業所・地域の関係機関等の連携支援による医療・介護・福祉サービス提供体制の推進

(8) 高齢者の権利擁護の推進

認知症や要介護状態等、支援を要する高齢者は人権や権利を侵害されやすい立場であることを十分に理解し、地域において安心して尊厳のある生活の維持を図ることができるよう、高齢者本人の自己決定の尊重・権利行使に関する専門的・継続的な視点から支援を行い権利擁護の推進を図ります。また、高齢者虐待や消費者被害等の権利侵害に関する未然の防止・早期発見・早期解決に向け、関係機関や支援者との権利擁護ネットワークの構築を行うとともに、法制度の活用等による迅速かつ適切な対応を目指します。

- ア 養護者による高齢者虐待に関する通報・相談・届出の受理等、高齢者虐待防止法及び「郡山市養護者による高齢者虐待対応マニュアル」に基づく対応
- イ 高齢者虐待の未然防止・早期発見に向けた研修会の実施等による普及・啓発
- ウ 成年後見制度利用促進に向けた制度の普及・啓発、一次相談窓口としての相談支援対応、成年後見等申立てに関する支援及び二次相談窓口である郡山市成年後見支援センター(中核機関)との連携
- エ 警察署や郡山市消費生活センターとの連携等、消費者被害への防止と対応に向けた取り組み

(9) 基幹型地域包括支援センターによる各地域包括支援センターへの支援強化

地域包括支援センターの円滑で効果的な事業実施に向け、各地域包括支援センターの統括、総合調整、後方支援や地域包括支援センター及び関係機関との連携強化に重点的に取り組みます。また、地域包括支援センターの業務が郡山市の高齢者施策全般及び他の関連施策と結びつくよう必要な調整及び支援を行います。

- ア 郡山市地域包括支援センター連絡協議会の運営
- イ 定期的な役員会、事務連絡会議、各種専門部会・委員会等の開催
- ウ 各地域包括支援センター間の総合調整及び地域ケア会議等への後方支援の実施

(10) 東日本大震災における避難者等への支援、その他災害における被災高齢者等への支援

市内で避難生活を送る高齢者等に対する支援を、引き続き避難元自治体・関係機関等と連携して行います。また、各種災害等における被災高齢者等に対する支援を関係機関等と連携して行います。

(11) 災害時等における相談支援体制の確保

自然災害や感染症等の発生により地域包括支援センターの運営が困難となった場合等においても相談支援体制を確保するため、地域包括支援センター間で協力します。

- ア 指定介護予防支援事業や総合相談業務等に関する業務継続計画(BCP)の作成
- イ 災害発生時における安定的な相談支援体制の構築のため、郡山市業務継続計画との整合性を持たせたBCPの継続的な見直し・改善

8 その他

(1) 個人情報の保護

業務遂行にあたり知り得た高齢者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理するとともに、守秘義務を遵守します。

(2) プライバシー確保への配慮

地域包括支援センターの事務所において、相談者以外の市民や事業者が容易に相談内容を聞き取ることができないよう相談スペースを仕切る等の配慮を行います。また、訪問先においても、可能な限りプライバシーを保てる場所を確保し、周囲に相談内容が漏れることがないように配慮します。

(3) カスタマーハラスメントを含めた苦情等への対応

市民等からの暴行、脅迫、ひどい暴言及び不当な要求等の著しい迷惑行為への防止対策の推進や苦情等へ適切な対応体制の構築に努めます。

- ア 基本方針の策定、業務範囲の適切な理解の促進
- イ 職員等への研修の実施
- ウ 録音等による記録の管理
- エ 地域包括ケア推進課への報告

(4) ICT活用を含めた業務効率化の推進

オンライン相談や音声入力による記録作成等のICT活用に向け、福島県や郡山市が実施する業務負担軽減を目的とした各種支援事業を利用・検討するとともに、地域包括支援センター間での情報共有・適切な連携ネットワークの確保を含めた地域包括支援センター業務の効率化の推進を目指します。

郡山市地域包括支援センター運営方針改正案（抜粋）

改正後（令和8年度）	改正前（令和7年度）
1 (略)	1 (略)
2 地域包括支援センターの目的 地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けられるよう、心身の健康保持・改善及び生活の安定のために必要な相談・援助等を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。また、本市が目指す地域包括ケアシステム推進の中核的機関として、地域における関係機関とのネットワークを強化し、高齢者の様々なニーズに柔軟な対応ができるよう、介護保険制度をはじめとした高齢者保健福祉の「ワンストップサービス」の拠点としての役割を担います。	2 地域包括支援センターの目的 地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けられるよう、心身の健康保持 及び生活の安定のために必要な相談・援助等を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。また、本市が目指す地域包括ケアシステム推進の中核的機関として、地域における関係機関とのネットワークを強化し、高齢者の様々なニーズに柔軟な対応ができるよう、介護保険制度をはじめとした高齢者保健福祉の「ワンストップサービス」の拠点としての役割を担います。
3 (略)	3 (略)
4 設置主体 郡山市は、 <u>地域包括支援センター</u> 設置の責任主体として、地域包括支援センターが適正に事業を実施することができるよう、体制整備に努めるとともに、その事業運営等について適切に関与するものとします。また、地域包括支援センターの目的について市民に周知を図るとともに、愛称「高齢者あんしんセンター」の普及に努めます。	4 設置主体 郡山市は、 <u>_____</u> 設置の責任主体として、地域包括支援センターが適正に事業を実施することができるよう、体制整備に努めるとともに、その事業運営等について適切に関与するものとします。また、地域包括支援センターの目的について市民に周知を図るとともに、愛称「高齢者あんしんセンター」の普及に努めます。
5 運営上の基本視点 (1) 公正・中立性の確保の視点 公益性の視点を遵守し、以下により公正・中立 <u>な</u> 事業運営を行います。 ア 介護サービス事業所、居宅介護支援事業所等を紹介した経緯の記録 イ 郡山市地域包括支援センター運営協議会への報告、説明等への協力	5 運営上の基本視点 (1) 公正・中立性の確保の視点 公益性の視点を遵守し、以下により公正・中立性の高い 事業運営を行います。 ア 介護サービス事業所、居宅介護支援事業所等を紹介した経緯の記録 イ 郡山市地域包括支援センター運営協議会への報告、説明等への協力
(2)～(3) (略)	(2)～(3) (略)
6 基本的な事業実施方針 (1)～(2) (略) (3) 郡山市は、地域包括ケアシステム推進の中核的機関としての<u>地域包括支援</u>センター機能の強化のため、相談支援体制の充実等に努めます。	6 基本的な事業実施方針 (1)～(2) (略) (3) 郡山市は、地域包括ケアシステム推進の中核的機関としての _____ センター機能の強化のため、相談支援体制の充実等に努めます。
7 具体的な取り組み 要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、「第九次郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画」に基づき以下をはじめとする各種施策に取り組みます。 (1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進及びケアマネジメントの適切な実施 (略) ア～オ (略) 力 <u>_____</u> <u>介護予防サービス計画書等の内容確認または助言、研修会・事例検討会の開催等、指定介護予防支援事業所の適切な介護予防支援の実施に向けた一定の関与</u> <u>（削除）</u>	7 具体的な取り組み 要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、「第九次郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画」に基づき以下をはじめとする各種施策に取り組みます。 (1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進及びケアマネジメントの適切な実施 (略) ア～オ (略) 力 <u>指定介護予防支援事業所として指定を受けた居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画について、検証や助言を行うことによる介護予防支援の質の担保</u> <u>（削除）</u> <u>キ 指定介護予防支援事業所として指定を受けた居宅介護支援事業所に対して研修会や事例検討会等を実施することによる介護予防支援の質の担保と向上</u>
(2) 高齢者実態把握の実施 民生委員 <u>をはじめとした地域住民や支援者</u> との連携を強化するとともに、日常的な訪問活動等を通して、担当地域における高齢者の実態把握に努めます。 <u>（削除）</u>	(2) 高齢者実態把握の実施 民生委員等 <u>_____</u> との連携を強化するとともに、日常的な訪問活動等を通して、担当地域における高齢者の実態把握に努めます。 ア <u>高齢者の状態に応じた適切な支援のための、継続的な訪問活動等による実態把握の強化</u>

改正後（令和8年度）	改正前（令和7年度）
<p>(3) 生活支援体制整備の推進</p> <p>高齢者が社会参加し社会的役割を持つことは、生きがいや介護予防につながることから、<u>生活支援コーディネーター（SC）との連携及び協議体に関する取り組みへの協力を通して</u>、老人クラブ、自治会、ボランティア、NPO等が地域において主体的に高齢者の生活支援の担い手として活躍する互助による地域づくりを推進します。</p> <p>（削除）</p>	<p>(3) 生活支援体制整備の推進</p> <p>高齢者が社会参加し社会的役割を持つことは、生きがいや介護予防につながることから、<u>老人クラブ、自治会、ボランティア、NPO等が地域において主体的に高齢者の生活支援の担い手として活躍する互助による地域づくりを推進します。</u></p> <p>ア 生活支援コーディネーター（SC）との連携及び協議体に関する取り組みへの協力</p>
<p>(4) 地域ケア会議の充実による地域での多職種協働による支援体制の強化</p> <p>（略）</p> <p>ア 地域ケア個別会議の開催による<u>高齢者が抱える課題の解決に向けた支援</u>、<u>ケアマネジャー支援の推進</u>、<u>地域連携ネットワークの構築</u>及び<u>地域課題の把握・分析</u></p> <p>イ 地域ケア圏域会議の開催による地域<u>連携</u>ネットワークの深化・推進、地域課題の抽出・整理、<u>新たな地域資源の開発</u></p> <p>ウ 郡山市が開催する地域ケア推進会議への協力等</p>	<p>(4) 地域ケア会議の充実による地域での多職種協働による支援体制の強化</p> <p>（略）</p> <p>ア 地域ケア個別会議の開催による<u>ケアマネジャー支援の推進</u>及び<u>地域課題の把握</u></p> <p>イ 地域ケア圏域会議の開催による地域<u>連携</u>ネットワークの深化・推進、地域課題の抽出・整理、<u>新たな地域資源の開発</u>、<u>課題解決ノウハウの確立</u>及び<u>地域ケア推進会議への課題等の提出</u></p>
<p>(5) 多機関連携による相談体制の強化</p> <p><u>高齢者と高齢者を取り巻く課題（ダブルケア、ヤングケアラー、8050問題、身寄りのない問題など）に関して</u>、<u>地域包括支援センターだけでは対応が困難な高齢者やその世帯が抱える複合的かつ多様な生活課題について、多機関連携して対応します。</u></p>	<p>(5) 多機関連携による相談体制の強化</p> <p><u>「ダブルケア」や「ヤングケアラー」、「8050問題」など</u>地域包括支援センターだけでは対応が困難な高齢者やその世帯が抱える複合的かつ多様な生活課題について、多機関連携して対応します。</p>
<p>(6) （略）</p>	<p>(6) （略）</p>
<p>(7) 認知症施策の推進</p> <p>認知症の方ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、認知症の方やその家族の意向等も尊重し、認知症施策を推進します。また、認知症の方を含めた市民一人<u>ひとり</u>が、その個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）及び安心して歳を重ねられる「幸齢社会」の実現を図るため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨を踏まえて、認知症と向き合い、認知症地域支援推進員を中心に、各種認知症施策を推進します。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ <u>認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業やヘルプカード等の普及による認知症バリアフリー化</u></p> <p>ウ～カ （略）</p>	<p>(7) 認知症施策の推進</p> <p>認知症の方ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、認知症の方やその家族の意向等も尊重し、認知症施策を推進します。また、認知症の方を含めた市民一人<u>一人</u>が、その個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）及び安心して歳を重ねられる「幸齢社会」の実現を図るため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨を踏まえて、認知症と向き合い、認知症地域支援推進員を中心に、各種認知症施策を推進します。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ <u>SOS認知症高齢者見守りネットワーク事業やヘルプカード等の普及による認知症バリアフリー化</u></p> <p>ウ～カ （略）</p>
<p>(8) 高齢者の権利擁護の推進</p> <p><u>認知症や要介護状態等、支援を要する高齢者は人権や権利を侵害されやすい立場であることを十分に理解し、地域において安心して尊厳のある生活の維持を図ることができるよう、高齢者本人の自己決定の尊重・権利行使に関する専門的・継続的な視点から支援を行い権利擁護の推進を図ります。また、高齢者虐待や消費者被害等の権利侵害に関する未然の防止・早期発見・早期解決に向け、関係機関や支援者との権利擁護ネットワークの構築を行うとともに、法制度の活用等による迅速かつ適切な対応を目指します。</u></p> <p>ア <u>養護者による高齢者虐待に関する通報・相談・届出の受理等、高齢者虐待防止法及び「郡山市養護者による高齢者虐待対応マニュアル」に基づく対応</u></p> <p>イ <u>高齢者虐待の未然防止・早期発見に向けた研修会の実施等による普及・啓発</u></p> <p>ウ <u>成年後見制度利用促進に向けた制度の普及・啓発、一次相談窓口としての相談支援対応、成年後見等申立てに関する支援及び二次相談窓口である郡山市成年後見支援センター（中核機関）との連携</u></p> <p>エ <u>警察署や郡山市消費生活センターとの連携等、消費者被害への防止と対応に向けた取り組み</u></p>	<p>(8) 高齢者の権利擁護の推進</p> <p>高齢者が、<u>地域で安心して尊厳ある生活を行うことができるよう、関係機関との連携を図りながら、高齢者虐待や消費者被害等の早期発見・早期対応に努めるなど、権利侵害の予防や対応を行います。また、高齢者虐待防止についての啓発に努めます。</u></p> <p>ア <u>高齢者の虐待防止への取り組みと「郡山市養護者による高齢者虐待対応マニュアル」に基づいた虐待への対応</u></p> <p>イ <u>成年後見制度利用の推進</u></p> <p>ウ <u>消費者被害の防止及び対応</u></p>

改正後（令和8年度）	改正前（令和7年度）
<p>(9) 基幹型地域包括支援センターによる各地域包括支援センターへの支援強化</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 定期的な<u>役員会</u>、事務連絡会議、各種専門部会・委員会等の開催</p> <p>ウ 各地域包括支援センター間の総合調整及び地域ケア会議等への後方支援の実施</p>	<p>(9) 基幹型地域包括支援センターによる各地域包括支援センターへの支援強化</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 定期的な_____事務連絡会議、各種専門部会・委員会等の開催</p> <p>ウ <u>基幹型地域包括支援センターによる</u>各地域包括支援センター間の総合調整及び地域ケア会議等への後方支援の実施</p>
<p>(10) 東日本大震災における避難者等への支援、その他災害における被災高齢者等への支援</p> <p>市内で避難生活を<u>送</u>る高齢者等に対する支援を、引き続き避難元自治体・関係機関等と連携して行います。また、<u>各種</u>災害等における被災高齢者等に対する支援を関係機関等と連携して行います。</p>	<p>(10) 東日本大震災における避難者等への支援、その他災害における被災高齢者等への支援</p> <p>市内で避難生活を<u>おく</u>る高齢者等に対する支援を、引き続き避難元自治体・関係機関等と連携して行います。また、各<u>災害</u>等における被災高齢者等に対する支援を関係機関等と連携して行います。</p>
<p>(11) 災害時等における相談支援体制の確保</p> <p><u>自然災害</u>や<u>感染症</u>等の発生により<u>地域</u>包括支援センターの運営が困難となった場合等においても相談支援体制を確保するため、地域包括支援センター間で協力します。</p> <p>ア 指定介護予防支援事業や総合相談業務等に関する業務継続計画（B C P）の作成</p> <p>イ 災害発生時における安定的な相談支援体制の構築のため、郡山市業務継続計画との整合性を持たせたB C Pの継続的な見直し・改善</p>	<p>(11) 災害時等における相談支援体制の確保</p> <p><u>災害発生時</u>や<u>感染症</u>等の発生により<u>で</u>地域包括支援センターの運営が困難となった場合等においても相談支援体制を確保するため、地域包括支援センター間で協力します。</p> <p>—</p> <p>—</p>
<p>8 その他</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) <u>カスタマーハラスメントを含めた苦情等への対応</u></p> <p>市民等からの暴行、脅迫、ひどい暴言及び不当な要求等の著しい迷惑行為への防止対策の推進や苦情等へ適切な対応体制の構築に努めます。</p> <p>ア 基本方針の策定、業務範囲の適切な理解の促進</p> <p>イ 職員等への研修の実施</p> <p>ウ 録音等による記録の管理</p> <p>エ 地域包括ケア推進課への報告</p> <p>(4) I C T を含めた業務効率化の推進</p> <p>オンライン相談や音声入力による記録作成等のI C T活用に向け、福島県や郡山市が実施する業務負担軽減を目的とした各種支援事業を利用・検討するとともに、地域包括支援センター間での情報共有・適切な連携ネットワークの確保を含めた地域包括支援センター業務の効率化の推進を目指します。</p>	<p>8 その他</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) <u>苦情等 対応体制について</u></p> <p>地域包括支援センターにおいて苦情等が寄せられた場合や、カスタマー・ハラスメントが発生した場合には適切に対応し、その内容等を記録します。職員間で再発防止策等を共有するとともに、必要に応じて速やかに地域包括ケア推進課に報告します。</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>(4) I C T の活用推進</p> <p>地域包括支援センター間での情報共有の迅速化を図るとともに適切な連携を確保するため、オンラインを活用した相談対応等、I C Tの活用を推進します。</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>

郡山市基幹型地域包括支援センター運営方針（案）

1 基幹型地域包括支援センター設置の目的

地域包括支援センター（以下「地域包括」という。）の目的達成に向け、各地域包括間の総合調整や助言指導・後方支援等を行う市直営の基幹型地域包括支援センター（以下「基幹包括」という。）を地域包括ケア推進課内に設置する。

2 基幹包括の役割（位置付け）

- (1)基幹包括は、直接の担当圏域を持たず、各地域包括の統括、総合調整、後方支援、各地域包括及び関係機関との連携強化業務に重点的に取り組む。
- (2)基幹包括は、地域包括の業務が、郡山市の高齢者施策全般及び他の関連施策と結びつくよう、必要な調整及び支援を行う。

3 業務の実施方針

(1)総合相談支援業務

- ア 地域包括の業務全般を効果的かつ円滑に運営できるよう総合調整、助言、指導を行う。
- イ 地域の特性や課題を把握し、当該地域を担当する地域包括の役割や課題解決に向けた施策を計画的に展開していくよう支援する。
- ウ 災害等が発生した場合等においても、業務が継続できるよう、各地域包括の業務体制について必要な連絡調整を図る。
- エ 地域包括が抱える「困難事例」に対する支援を行う。
- オ 地域包括の相談支援業務を円滑に進めるため、多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」が構築されるよう、公的機関及び地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動団体等の関係団体と連携を図る。

(2)権利擁護業務

- ア 高齢者虐待防止法及び「郡山市養護者による高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、地域包括及び関係機関と連携を図りながら高齢者等への虐待対応を行う。
- イ 郡山市成年後見支援センター等の関係機関と連携しながら、成年後見制度の利用促進を図る。
- ウ 警察、消費生活センター等との関係機関と連携しながら、高齢者の消費者被害の防止に努める

(3)認知症総合支援業務

基幹包括及び各地域包括に配置している認知症地域支援推進員が中心となり、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨を踏まえて、認知症施策の各種事業に取り組む。

(4)在宅医療・介護連携支援業務

- ア 医療と介護を一体的・効果的に提供していくため、郡山市在宅医療・介護連携支援センターを中心とした医療と介護の連携とサービス提供体制の構築ができるよう支援する。
- イ エンディングノート等を活用したA C P（人生会議）の周知啓発。

(5)地域ケア会議関係業務

地域ケア個別会議、地域ケア圏域会議の適切な開催に向け、地域課題の把握や課題分析への助言、地域の関係機関との連携支援等を行う。

(6)介護予防に係る周知・啓発

介護予防に関する各種事業の周知・啓発を行う。

(7)その他の支援

ア 介護支援専門員等へのサポート

介護支援専門員等が包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるよう、介護支援専門員等への相談に対応し、必要な助言・指導を行う。

イ 地域包括職員等の人材育成

「地域包括支援センター連絡協議会」と連携しながら機能強化研修等を実施し、地域包括職員の人材育成、能力向上に努める。また、介護支援専門員等関係機関職員の人材育成のため、研修会等を開催する。

ウ 地域包括の安定的・継続的な運営に向けた支援

地域包括が実施する事業評価の結果に基づき、包括的支援事業等の運営に関する点検・評価を行う。また、事業評価の結果を活用し、地域包括ごとの強みや課題等を把握・分析し、各地域包括の業務改善を図り機能向上につなげる。

エ 周知啓発

地域包括が、地域で生活する高齢者やその家族等の身近な相談機関として、円滑な利用やその取り組みに対する住民の理解が得られるよう周知を行う。

郡山市基幹型地域包括支援センター運営方針改正案（抜粋）

改正後（令和8年度）	改正前（令和7年度）
<p>1～2（略）</p> <p>3 業務の実施方針</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)権利擁護業務 ア <u>高齢者虐待防止法</u>及び「郡山市養護者による高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、地域包括及び関係機関と連携を図りながら高齢者等への虐待対応を行う。</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>(3)認知症総合支援業務 基幹包括及び各地域包括に配置している認知症地域支援推進員が中心となり、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨を踏まえて、認知症施策の各種事業<u>に取り組む。</u></p> <p>(4)～(6)（略）</p> <p>(7)その他の支援 ア（略） イ <u>地域包括職員等</u>の材育成 「地域包括支援センター連絡協議会」と連携し<u>ながら</u>機能強化研修等を実施し、<u>地域包括職員の材育成、能力向上に努める。</u>また、介護支援専門員等関係機関職員の材育成のため、研修会等を開催する。</p> <p>ウ 地域包括の<u>安定的・継続的な</u>運営に<u>向けた支援</u> <u>地域包括が実施する事業評価の結果に基づき、包括的支援事業等の運営に関する点検・評価を行う。また、事業評価の結果を活用し、地域包括ごとの強みや課題等を把握・分析し、各地域包括の業務改善を図り機能向上につなげる。</u></p> <p>エ 周知啓発 地域包括が、地域で生活する高齢者やその家族等の身近な相談機関として、円滑な利用やその取り組みに対する住民の理解が得られるよう<u>周知</u>を行う。</p>	<p>1～2（略）</p> <p>3 業務の実施方針</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)権利擁護業務 ア <u>高齢者虐待防止法</u>及び「郡山市養護者による高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、地域包括及び関係機関と連携を図りながら高齢者等への虐待対応を行う。</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>(3)認知症総合支援業務 基幹包括及び各地域包括に配置している認知症地域支援推進員が中心となり、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨を踏まえて、認知症施策の各種事業<u>を取り組むことができるよう支援する。</u></p> <p>(4)～(6)（略）</p> <p>(7)その他の支援 ア（略） イ <u>関係機関等</u> <u>職員</u>の材育成 <u>地域包括職員の材育成に努めるため、「地域包括支援センター連絡協議会」と連携し、</u><u>機能強化研修等を実施する。</u>また、介護支援専門員等関係機関職員の材育成のため、研修会等を開催する。</p> <p>ウ 地域包括の<u>運営にかかる事業評価</u>に基づく<u>支援</u> <u>地域包括の運営が安定的・継続的に行われることを目的に、運営や活動に対する自己評価を求め、評価に基づき助言・指導を行う。</u></p> <p>エ 周知啓発 地域包括が、地域で生活する高齢者やその家族等の身近な相談機関として、円滑な利用やその取り組みに対する住民の理解が得られるよう、<u>地域包括に関する周知</u>を行う。</p>

1 介護予防・日常生活支援総合事業における「サービス・活動事業」の分類

	従前相当サービス		多様なサービス							
	訪 問	通 所	サービス・活動A		サービス・活動B		サービス・活動C		サービス・活動D	
			訪 問	通 所	訪 問	通 所	訪 問	通 所	訪 問	通 所
実施主体	介護サービス事業者等		介護サービス事業者等		多様な主体		自治体・保健医療の専門団体		多様な主体	—
サービス提供者	訪問介護員 (有資格者)	通所介護事業者の従業者 (有資格者)	主に訪問介護員 (無資格者も可)	主に通所介護事業者の従業者 (無資格者も可)	地域住民・ボランティア等		保健師・リハ専門職等		地域住民・ ボランティア等	—
主な対象者	要支援認定者・事業対象者		要支援認定者・事業対象者		要支援認定者・事業対象者等		要支援認定者・事業対象者		要支援認定者・ 事業対象者等	—
実施基準	国が定める		市町村が定める							
サービス内容	旧介護予防サービスと同様		・見守り援助 ・掃除買い物 ・移動支援	・運動 ・生涯学習 ・社会参加 ・入浴食事	・見守り援助 ・掃除 ・調理 ・買い物付添い	・運動 ・生涯学習 ・社会参加 ・入浴食事	・短期集中的な運動指導や講義		・移動支援	—
本市実施状況	○	○	△	○	✗ → ○	✗	△	✗	✗	—

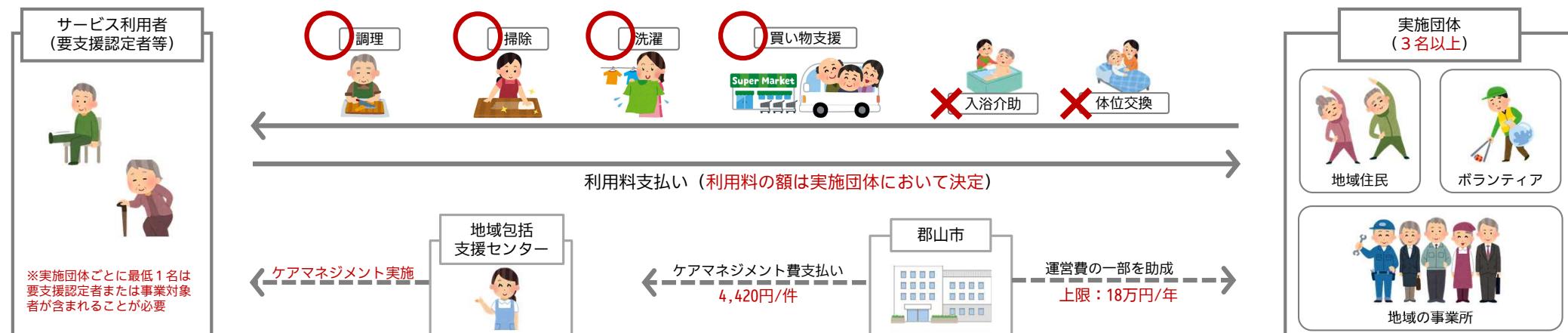
訪問型サービス・活動Bの創出

①介護人材の有効活用

②高齢者の社会参加・介護予防

③社会保障費の圧縮

2 郡山市版「訪問型サービス・活動B」実施体制



3 参入団体

	団体名	主なサービス内容	活動エリア	参入時期
1	緑ヶ丘東一丁目お助け隊	庭作業・家具移動・PC操作・小修理	緑ヶ丘東一丁目	2025(R7)年10月23日 (活動中)
2	東部せでって	買い物支援	舞木・あぶくま台・白岩西部・(阿久津)	2026(R8)年4月 (予定)
3	(すず薬局かおりやま店)	家事援助全般・スマホ指導	長者・虎丸・並木・桜木 など	未 定
4	(郡山医療生活協同組合)	買い物支援	桑野	未 定

さらなる拡充が必要